

国民健康保険料産前産後期間に係る軽減届

記号		番号		
令和 年 月 日				
(宛先)名古屋市 区長				
名古屋市国民健康保険条例第19条の 4第 1項に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。				
届出区分	☐ 新規			
	☐ 修正 (以前本市に提出した届出書の出産予定月と実際の出産月が異なる場合で、 出産月で保険料軽減の再算定を届出する場合にチェックしてください。)			
世帯主 (届出人)	氏名	(フリガナ)		
	住所	名古屋市 区		
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	電話番号			
	個人番号			
出産被保険者 ☐ 世帯主 ☐ 世帯員 (世帯員の場合は右欄を 記入してください。)	氏名	(フリガナ)		
	住所	名古屋市 区		
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	電話番号			
	個人番号			
出産予定日 又は出産日	出産予定日	令和 年 月 日		
	出産日	令和 年 月 日		
単胎妊娠又は多胎妊娠の別		単胎・多胎		
添付書類	☐ 母子健康手帳 ☐ その他 ()			

※裏面もご確認ください。

 本件承認してよろしいか。

令和 年 月 日 令和 年 月 日	課長	課長補佐	担当	処理	
				入力	受付
令和 年 月 日 令和 年 月 日					

＜注意事項＞

- 1 この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。
- 2 出産(予定)月の前月から出産(予定)月の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)までの4か月相当分の保険料が減額されます。
※多胎妊娠の場合は、出産(予定)月の3か月前から6か月相当分が減額されます
※令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ減額されます
- 3 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。なお、以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険料軽減について届け出ていた場合は、その際に届け出た出産予定日または出産日を記入してください。
- 4 軽減措置の対象となる「出産」とは、妊娠85日(満12週)以上の分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む。)および早産の場合も対象となります。
※令和5年11月1日以降に出産した本市国民健康保険被保険者が対象です
- 5 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。

出産前：出産の予定日、単胎・多胎妊娠の別を確認できる書類

例) 母子健康手帳

※お持ちでない場合は、医療機関等が発行した証明書等で、出産の予定日および単胎・多胎妊娠の別を明らかにすることができる書類

出産後：出産の日、単胎・多胎妊娠の別および出産した人と当該出産に係る子との身分関係を確認できる書類

例) 母子健康手帳

※お持ちでない場合は、戸籍謄(抄)本、医療機関等が発行した証明書等で、出産の日、単胎・多胎妊娠の別および出産した人と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

死産等：死産等の日、単胎・多胎妊娠の別および身分関係を確認できる書類

例) 死産証明書、母子健康手帳

※お持ちでない場合は、医療機関等が発行した証明書等で、死産等の日、単胎・多胎妊娠の別および身分関係を明らかにすることができる書類

- 6 減額される期間が翌年度にまたがる場合、翌年度の減額額は6月頃にお送りする保険料に関する通知書でお知らせします。
- 7 産前産後期間中に名古屋市を転出する場合は、転出先の市町村でもこの制度が適用される場合があります。転出時にお渡しする連絡票を転出先の市町村に届け出てください。
- 8 産前産後期間のうち本市国民健康保険の加入期間が減額の対象期間となるため、本市国民健康保険の資格を喪失した場合、減額が取り消される場合があります。
- 9 出産予定日で届出した人は、実際の出産月と出産予定月が異なる場合、出産後に修正の届出をすることで減額額を再算定することができます。(届出は任意です)
- 10 すでに名古屋市への転入前の市町村で出産予定月を起算とした産前産後期間の減額を受けている場合で、出産後に修正の届出を本市にする場合は、転入前の市町村でも修正の届出を行ってください。
- 11 均等割額の独自控除、所得割額の独自控除、2割減免、3割減免の適用を受ける人は、産前産後期間を除いた期間が独自控除・減免の対象となります。